

魚類の標準和名命名ガイドライン（案）

日本魚類学会

1 ガイドラインの目的

標準和名は、日本において学名の代わりに用いられる生物の学術的名称であり、発音がしやすいこと、意味を容易に理解できること、記憶しやすいことなど、一般的になじみがない学名の短所を補う便利なものとして、対象とする生物やその関連分野の研究の進歩や普及、教育に大きく貢献してきた。このことから明らかなように、標準和名は社会の様々な分野で使用されてこそ意味を持つものであり、それゆえ万人に受け入れられることが強く求められる。ところが今日にいたるまで命名についての明文化された規則がないため、新しい名称の提唱、同名や異名の処理、改称といった行為は慣習によって行われているにすぎず、しばしば問題の合理的な解決を困難にしている。そこで当学会は魚類の標準和名の独自性、合理性、倫理性を維持し、標準和名の安定と普及を担保するために本ガイドラインを定める。

2 標準和名の定義 注1)

2.1 定義および対象範囲

標準和名（standard Japanese name）は、名称の安定と普及を確保するためのものであり、目、科、属、種、亜種といった分類学的単位（タクソン）に与えられる固有かつ学術的な名称である。注2-4)

注1) 標準和名の定義については以下を参照のこと。

「魚類の標準和名の定義等について（答申）」

<http://www.fish-isj.jp/iin/standname/opinion/050902.html>

注2) 標準和名とは広義の和名の中に位置づけられる概念の一つである。従って、標準和名という意味で和名という語を使う場合は混同されないように注意が必要である。

注3) 標準和名の命名対象はタクソンであり、日本に分布しない魚類に対する命名を妨げない。

注4) 学名が未確定であっても当該タクソンの分類学的定義が十分であれば必ずしも命名を妨げない。そのようなタクソンをレッドリストの評価対象とする場合や、図鑑に掲載したりする際に標準和名が必要とされることがある。

2.2 起点

日本産の魚類の標準和名は、原則として「日本産魚類検索：全種の同定、第二版」（中坊徹次編、東海大学出版会、2000）を起点とする。注5), 例1)

注5) 起点の設定は使われていない古参異名が発見された場合や、複数の和名が標準和名として通用しているような場合などの解決を容易にするためのものである。起点よりも前に提唱された標準和名を一律に破棄するためのものではなく、変更することを一律に妨げ

るものでもない。例 2)

例 1) 絶滅危惧種の *Rheopresbe kazika* (Jordan and Starks, 1904) にはカマキリとアユカケという 2 つの和名が適用されているが、項 2.2 によりカマキリが標準和名とみなされる。

例 2) *Apogonichthyoides timorensis* (Bleeker, 1854) には林・岸本 (1983) によりカクレテンジクダイ (学名は *Apogon timorensis* として) という標準和名が与えられたが、中坊編 (2000) では特に理由無くカクレイシモチとされた。林 (2013) はこれを誤植とみなしてカクレテンジクダイに訂正した。

2.3 使用範囲

標準和名は自然科学、教育、法律、行政等、分類学的単位を特定し、共通の理解を得ることが必要な分野での使用が推奨される。ただし、それは通俗名(方言や商品名等)の使用を制限するものではない。

3 標準和名に求められる要件

3.1 表記

3.1.1 目以下の標準和名は原則として片仮名での表記が推奨される。

3.1.2 目よりも上位タクソンの漢字表記を妨げない。

3.1.3 属階級以上のタクソンの標準和名には語尾に階級群名を付す。

3.1.4 標準和名の命名は一名式であり、一続きの 1 語で表記される。複合語であっても記号やスペースで区切らない。

3.1.5 ローマ字表記は片仮名表記による標準和名と同等とみなす。注 6, 7)

注 6) ローマ字はヘボン式での表記が推奨される。また、便宜的にハイフンで区切ったり、発音記号を付加したりするなどの措置を妨げない。ただし、片仮名に変換されることを想定し、混乱しないように配慮すべきである。

注 7) 標準和名は固有名詞とみなされるので、ローマ字で表記する際は頭文字を大文字で綴るべきである。ローマ字表記については以下を参照すること。

「魚類の標準和名のローマ字表記について（答申）」を参照すること。

<http://www.fish-isj.jp/iin/standname/opinion/040514.html>

3.2 公表の場

3.2.1 新たな標準和名の命名は、学術出版物やそれに準ずる媒体など適切な場において行われるべきである。注 8)

3.2.2 適切な場とは、学会が発行する学会誌、大学や博物館等の紀要、専門性の高い図鑑やそれに類する出版物などが該当する。広報誌等の普及啓発を主目的とした出版物、記者発表資料や個人的なホームページはこれに当たらない。

3.2.3 学術大会における口頭発表やその要旨集は、学名と同様に標準和名の命名上の公表に当たらず、そこでは新名称を提唱すべきではない。注 9)

注 8) 公表の場については以下を参照すること。

「魚類の新標準和名候補名の公表前流布行為の抑制に関する提言」

<http://www.fish-isj.jp/iin/standname/teigen/index.html>

注 9) 講演要旨集には学名と同様に標準和名の命名棄却宣言を明示すべきである。例 3)

例 3) 当学会においては 2019 年度の年会から講演要旨集に「この要旨集は日本魚類学会が定義する標準和名の命名行為の掲載媒体には該当しない」と明記している。

3.3 公表の日付

公表とは新たに提唱された標準和名が掲載されている著作物の出版あるいは公表を意味する。Web 上の著作物であれば最初の掲載日が公表日である。従って、その著作物の公表の日付が当該標準和名の命名日である。

3.4 命名者

標準和名の命名者とは、当該名称が最初に提唱された際の著作物の著者である。ただし、新たな提唱の際に著作物中で命名者が明記されている場合はその限りではない。注 10), 例 4)

注 10) 名称を考案しただけで著作物の出版や公表を伴わなければ、それは標準和名の地位を持たないし、考案者は命名者とはなり得ない。また、広く通俗名として使われている名称を標準和名として採用する場合は、その時点で「新称」を付して公表されるべきであり、その著者が命名者であると解釈すべきである。

例 4) *Stonogobiops nematodes* Hoes and Randall, 1982 は“ヒレナガネジリンボウ”や“ハタタテネジリンボウ”という通俗名で知られていたが、標本に基づき日本産種として報告された際に前者を採用した上で新称を付し、ヒレナガネジリンボウと命名された（鈴木ほか, 1999）。このケースでは標準和名ヒレナガネジリンボウは鈴木ほか (1999) により命名されたと解釈される。

3.5 タクソンの定義と新称付与

3.5.1 新たな命名は当該タクソンを認識できる記載や図など分類学的単位の定義を伴い行われるべきである。注 11)

3.5.2 新たな名称にはそれが新しい標準和名であることを明示するために新称を付与する必要がある。注 12)

3.5.3 提唱された新たな名称の意味や由来について言及すべきである。

注 11) 分類体系を明示する目的で編纂された目録中で提唱された新和名は、タクソンの定義を伴わないが、信頼に足る出典や根拠が明記されており、安定と普及が認められる限りにおいて標準和名とみなしうる。例 5)

注 12) すでにある標準和名を変更する行為は改称である（項 8 を参照すること）。

例 5) *Megachasma pelagios* Taylor, Compagno and Struhsaker, 1983 にはメガマウスザメ、帰属する科 (Megachasmidae) と属 (Megachasma) にはそれぞれメガマウスザメ科、メガマウス属という標準和名が普及している。これらの名称はスプリンガー・ゴールド (1992) に収録された「世界のサメ全種分類表」という学名の目録において与えられたものである。この目録には作成に当たって根拠となる文献や分類学的な注釈が付けられていることから、メガマウスザメを含む多くの新和名は学名ではなく、タクソンに対して与えられたとみなされる。メガマウスザメについては根拠文献の Compagno (1984) に掲載された *M. pelagios* が該当する。

4 標準和名の命名

4.1 種階級群の標準和名

4.1.1 新たな命名の際には基準となる 1 標本 (standard Japanese name bearing type) を指定すべきである。注 13, 14)

4.1.2 基準となる標本の指定は公表された著作物からの引用を認める。

4.1.3 亜種の標準和名には、種の標準和名を共通の語幹にすることを考慮すべきである。

例 6)

4.1.4 亜種に標準和名を与える際には種の標準和名も決定すべきである。例 7)

注 13) 歴史的にはほとんどの種および亜種の標準和名は基準となる 1 標本が明示されないまま提唱されてきた。しかしながら、タクソンを認識できるだけの十分な情報があり、混乱なく普及していると認められる場合は、このことを理由に名称を破棄すべきではない。

注 14) 目録中で命名された新和名が標準和名として認められる場合、命名対象は学名ではなく原記載で定義されたタクソンであり、種の場合はそのホロタイプを標準和名の基準となる標本とみなすべきである。

例 6) *Rhodeus ocellatus* (Kner, 1866) の標準和名はバラタナゴである。この種はタイリクバラタナゴ *R. ocellatus ocellatus* とニッポンバラタナゴ *R. ocellatus kurumeus* Jordan and Thompson, 1914 の 2 亜種に細分されており、種の標準和名が共通の語幹となっている。

例 7) *Gnathopogon elongatus* (Temminck and Schlegel, 1846) は名義タイプ亜種の *G. elongatus elongatus* と *G. elongatus suwae* Jordan and Hubbs, 1925 の 2 亜種に細分されており、それぞれにタモロコとスワモロコという亜種の標準和名が与えられているが、明確にされていない種の標準和名の命名行為が必要である。

4.2 属階級群の標準和名

4.2.1 原則としてタイプ種の標準和名を適用すべきである。

4.2.2 タイプ種に標準和名がない場合は、帰属する日本産で代表的な種の名称を属の標準和名に適用する。例 8, 9)

4.2.3 帰属する種の多くが共通する語幹を有し、その語幹が他の属にほとんどみられない場合は、その語幹を属の標準和名に採用する。

例 8) *Leiognathus* Lacepède, 1802 の標準和名は従来ヒイラギ属とされてきた。ところがヒイラギという標準和名の種は *Nucchequula* Whitley, 1932 に帰属することになり、*Leiognathus* には新しく属の標準和名が必要になった。この属はタイプ種が *L. argenteus* Lacepède, 1802 で、日本にも分布するセイタカヒイラギ *L. equulus* (Forsskål, 1775) の新参異名 であることからセイタカヒイラギ属とされた。このケースは項 4.2.1 の適用に相当する。一方、*Nucchequula* のタイプ種の *N. blochii* (Valenciennes, 1835) は日本に分布せず、標準和名もない。そこで本属に含まれる唯一の種である *N. nuchalis* (Temminck and Schlegel, 1845) の標準和名ヒイラギを属の和名に適用し、*Nucchequula* はヒイラギ属とされた (木村他, 2008)。

このケースは項 4.2.2 の適用に相当する。

例 9) *Apogon* Lacepède, 1801 の標準和名は従来テンジクダイ属とされてきた。ところがテンジクダイ *Apogon lineatus* Temminck and Schlegel, 1843 は *Jaydia* Smith, 1961 に帰属することになり、*Apogon* には新しく属の標準和名が必要になった。この属のタイプ種は日本には分布せず、標準和名もない *A. ruber* Lacepède, 1801 [= *A. imberbis* (Linnaeus, 1758)] である。そこで本属に含まれる種のうち、最も普通に見られる *A. kominatoensis* Ebina, 1935 の標準和名が属の標準和名に適用され、*Apogon* はコミナトテンジクダイ属となった。これは項 4.2.2 の適用に相当する。一方、*Jaydia* にはタイプ種 *Apogon ellioti* Day, 1875 [= *J. truncata* (Bleeker, 1855)] の標準和名が適用され、ツマグロイシモチ属と命名された (馬渕他, 2015)。この措置は項 4.2.1 の適用に相当するが、帰属種である *J. lineata* の標準和名テンジクダイを適用しないことで全体の安定を実現したものである。

4.3 科階級群の標準和名

4.3.1 原則としてタイプ属の標準和名を適用すべきである。

4.3.2 タイプ属に標準和名がない場合は、帰属する日本産で代表的な属の名称を科の標準和名に適用する。

4.3.3 帰属する属の多くが共通する語幹を有し、その語幹が他の科にほとんどみられない場合は、その語幹を科の標準和名に採用する。例 10)

例 10) Apogonidae のタイプ属はコミナトテンジクダイ属 *Apogon* Lacepède, 1801 なので、タイプ属の標準和名を科のそれに適用するとコミナトテンジクダイ科となる。しかしながら、テンジクダイ科に含まれる日本産の 26 属のうち 12 属は「テンジクダイ」を、11 属は「イシモチ」を標準和名の語幹にもつ。そして「イシモチ」はニベ科の種の通俗名として広く使われているため、科の標準和名はテンジクダイ科とされた (馬渕他, 2015)。このケースは項 4.3.3 の適用に相当し、Apogonidae には従来テンジクダイ科が適用されてきたことも含めて安定普及の観点からもきわめて妥当な措置であった。

4.4 適切な標準和名 注 15, 16)

4.4.1 万人に受け入れられる名称であること。

4.4.2 形態的特徴、類縁を示す語幹の採用、文字数に配慮すること。

4.4.3 差別的あるいは侮辱的な意味の語を含めないこと。

4.4.4 メクラ、オシ、バカ、テナシ、アシナシ、セムシ、イザリ、セッパリ、ミツクチの9語を含む標準和名の使用と今後の提唱は認められない。

注 15) ニセやダマシ、モドキ、チビのような負の印象を与える語を含む標準和名には社会通念上の批判が多いことに留意すべきである。

注 16) 差別的語を含む標準和名の改称については以下を参照すること。

「魚類の差別的和名の改称について（答申）」

<http://www.fish-isj.jp/iin/standname/opinion/061020.html>

5 同名（ホモニム）の処理

5.1 同名は魚類の範疇内では認められない。

5.2 新参同名が十分安定的に普及している場合は古参同名の破棄を検討すべきである。

5.3 魚類以外のタクソンとの間では同名（ホモニム）を争わない。例 11)

例 11) ハリセンボン（魚類）とハリセンボン（甲殻類）、アカザ（魚類）とアカザ（植物）、ゴンズイ（魚類）とゴンズイ（植物）など。

6 異名（シノニム）の処理

6.1 異名を標準和名として選定する際には原則として先取権を尊重すること。

6.2 新参異名が十分安定的に普及している場合は古参異名の破棄を検討すべきである。

7 同物同名の処理

同一標準和名が同一タクソンに対して複数回与えられた場合は十分な定義を伴うものを標準和名の命名と見なし、いざれもが十分に定義されたものであれば先取権の原則に従う。

注 17)

注 17) 早期公開版（オンラインファースト）の後に冊子体が出版される場合、目録中で新称を付された名称が、後日記載や図を伴って再度新称される際や、単行本の初版で新称され、新称が外されないまま改版された際などに生じる問題がこれに当たる。目録や単行本の出版において著者はこの問題が生じないように改版以降は新称を外すなどの配慮をすべきである。

8 標準和名の改称 例 12)

8.1 改称は異名（シノニム）を創出する命名行為であることに留意し、既存名称の存続により著しく安定性が損なわれることが明白であり、かつ十分な理由を説明できる場合に限り認められると理解すべきである。

8.2 個人の嗜好や語感の悪さ、形態的特徴や由来の不一致、分類学的位置の変更による名称の矛盾だけを理由に改称すべきではない。

8.3 ある標準和名を何らかの理由により改称した場合には、その行為を明示するために「改称」を付すべきである。

例 12) *Anguilla japonica* Temminck and Schlegel, 1846 の標準和名は長らくウナギとされてきた。しかしながら市場の国際化に伴い複数種のウナギ属魚類を呼び分ける必要性が高まるると、科（ウナギ科）や属（ウナギ属）の標準和名とも重なるウナギという名称では不都合が生じた。産業界はもとより学術界においてもウナギという一般名称が多用される状況下では紛らわしく大きな混乱が生じたのである。そこで *A. japonica* に対しては新しい標準和名「ニホンウナギ」が提唱された（塚本他, 2010）。このケースは新標準和名の提唱ではなく、改称として区別されるべきである。

9 標準和名ではない和名

本ガイドラインの趣旨に照らし、以下の名称は標準和名とみなさない。ただし、これらの和名の使用を一律に制限するものではない。

- a 仮称が付与された和名 注 18)
- b 生態型に与えられた和名 例 13)
- c 遺伝学的な品種に与えられた和名 例 14)
- d 変異型に与えられた和名
- e 学名の発音に基づく便宜的な和名
- f 英名等の発音に基づく便宜的な和名
- g 学名や英名等を翻訳した和名
- h 片仮名以外の文字を使って便宜的に表記された和名 例 15)

注 18) 仮称はどのような場合に使われるのかが明確ではないため、その使用は推奨されない。また、仮称を外して使用する際にはその時点で本ガイドラインが規定する標準和名としての地位が確立している必要があることに留意すべきである。

例 13) *Oncorhynchus masou masou* (Brevoort, 1856) の降海型にはサクラマス、陸封型にはヤマメという和名が適用されているが、これらの名称はいずれも生態型を表すものであり、亜種に適用すべき標準和名は決定されていないとみなされる。

例 14) クロメダカやヒメダカは遺伝学の分野で使われる品種名である。

例 15) スナヤツメ北方種やスナヤツメ南方種、ミスジテンジクダイ L 型、シナイモツゴ日本海型などの名称は標準和名とはみなさない。

10 本ガイドラインの運用

10.1 本ガイドラインを適用することで名称の安定と普及を乱す恐れがある場合は、適用を中止するか、より適切な措置の検討を行うべきである。

10.2 本ガイドラインに規定しない標準和名の問題に直面した際は、第一に学名に準じた解決策を探るべきである。その上で、標準和名の安定と普及に配慮した措置を講ずるべきである。

10.3 標準和名の命名行為（広義）は基本的に研究者個人の研究活動として行われるべきものであるが、個人では対応しがたい命名上の問題が生じた時は、標準和名検討委員会に

その解決を委ねることができる。注 19, 20)

注 19) 標準和名検討委員会の概要や役割、組織については「標準和名検討委員会」
<http://www.fish-isj.jp/iin/standname/index.html>

注 20) 海外から輸入されるなど標準和名がない魚類については、消費者庁を通じて希望する新標準和名の提唱を申請できる。

魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順について
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/case_001.html

付録

1 外国産魚類の標準和名については「輸入される外国産魚の標準和名について」
http://www.fish-isj.jp/info/imp_fish.html を参照すること。

2 標準和名がない魚類の科の和名については、命名されるまでの措置として「新版魚の分類の図鑑」（上野輝彌・坂本一男、東海大学出版会、2007年）に準拠することが推奨される。同書は魚類の科を網羅的に取り扱っており、ラテン語の発音に基づく日本語表記についても論考されているからである。

引用文献

- 林 公義. 2013. テンジクダイ科. 中坊徹次編, 日本産魚類検索: 全種の同定, 第三版, pp. 826-864, 1979-1986. 東海大学出版会, 秦野.
- 林 公義・岸本浩和. 1983. 西表島(琉球列島)産魚類. III. テンジクダイ科(テンジクダイ亜科). Science Report of the Yokosuka City Museum, (31): 15-46, pls. 2-8.
- 木村清志・木村良子・池島 耕・本村浩之・岩槻幸雄. 2008. ヒイラギ科魚類各属の標準和名. 魚類学雑誌, 55(1): 62-63.
- 馬渕浩司・林 公義・T. H. Fraser. 2015. テンジクダイ科の新分類体系にもとづく亜科・族・属の標準和名の提唱. 魚類学雑誌, 62(1): 29-49.
- 中坊徹次編. 2000. 日本産魚類検索: 全種の同定. 第二版. Vol. 1: i-lvi+1-866, Vol. 2: i-viii+867-1748. 東海大学出版会, 東京.
- スプリンガー, ビクター・ジョイ ゴールド(仲谷一宏訳). 1992. サメ・ウォッチング. 273 pp. 平凡社, 東京.
- 鈴木寿之・瀬能 宏・安部輝浩・平田智法. 1999. 日本における *Stonogobiops nematodes* の記録. I. O. P. Diving News, 10(7): 2-6.
- 塚本勝巳・青山 潤・渡邊 俊. 2010. 標準和名「ニホンウナギ」の提案. 魚類学雑誌, 57(2): 184-185.